

# 令和元年の台風災害への対応について

---

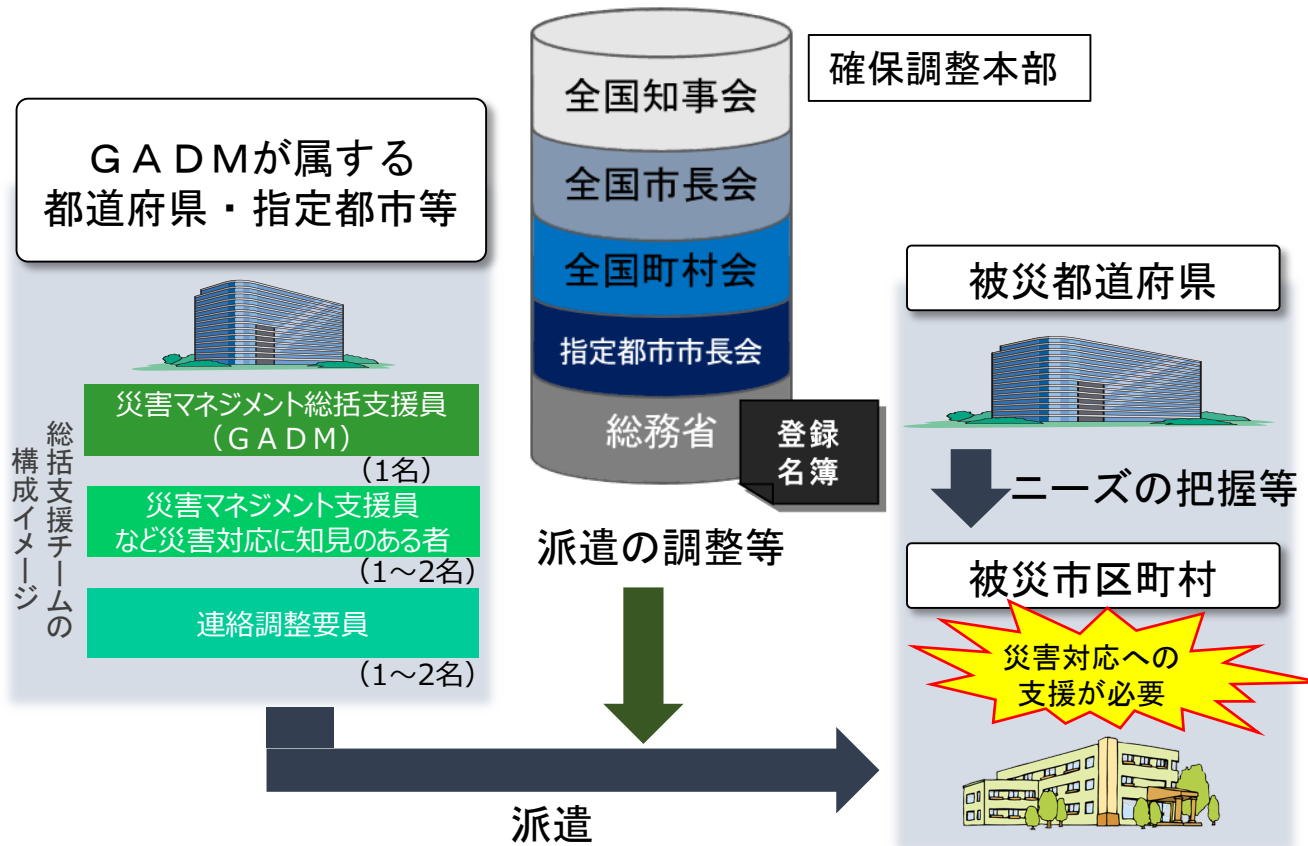
令和2年3月6日

総務省自治行政局公務員部

# 被災市区町村応援職員確保システム（短期派遣）

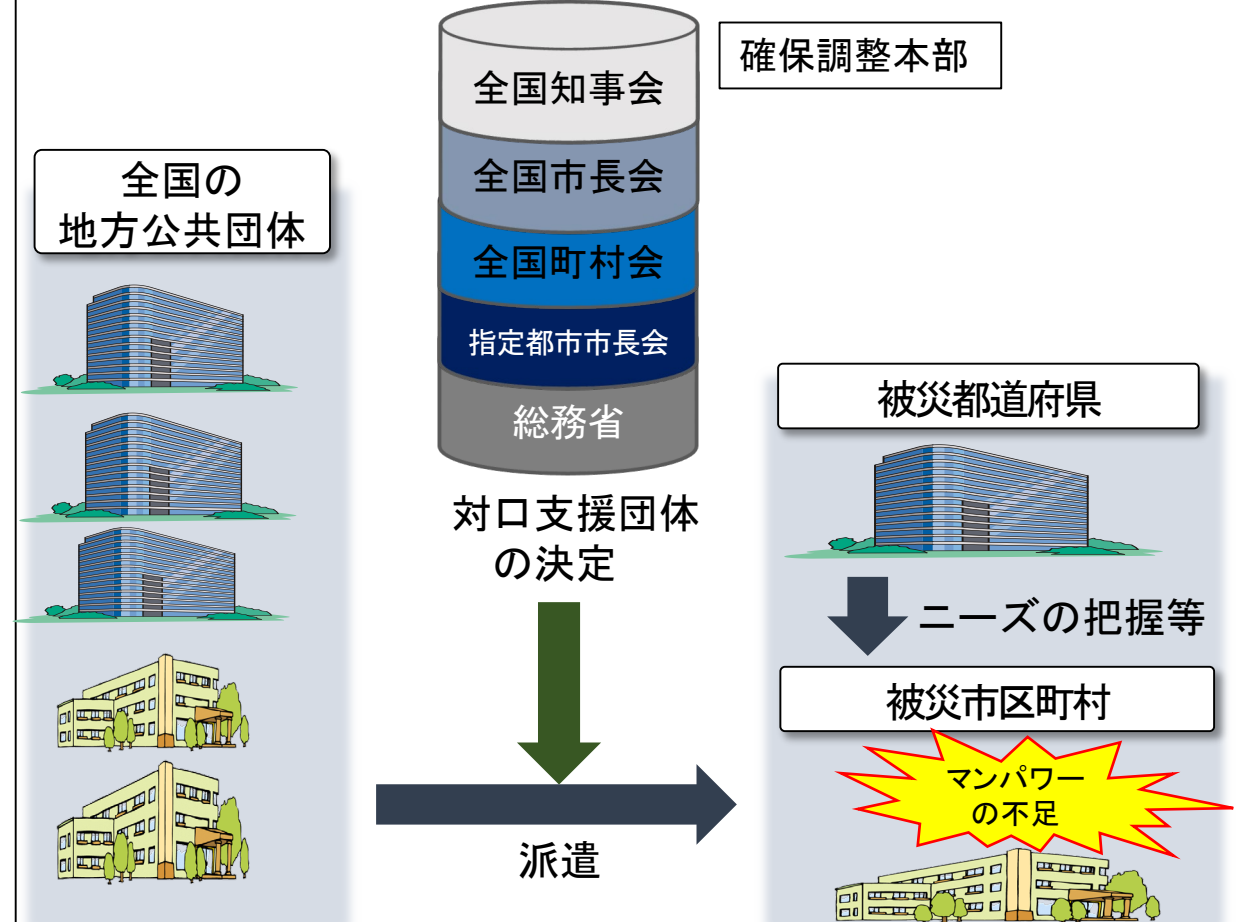
- 平成30年3月に「被災市区町村応援職員確保システム」を構築（平成31年3月 一部改正）
- これまで5つの災害（H30：2、R1：3）に同システムを適用し、被災市町村へ応援職員を派遣

## ①総括支援チームの派遣 （先遣隊・ニーズ把握等）



- 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを実施、求めに応じて災害マネジメントを支援
- 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ GADM名簿に登録
  - ※ 災害マネジメント総括支援員の推薦基準：  
災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者
- 「総括支援チーム」を対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本

## ②避難所運営や罹災証明書交付等の 災害対応業務の支援（対口支援）



- 被災地域ブロック内を中心とした都道府県及び指定都市が原則として1対1で被災市区町村を担当し、応援職員を派遣する「対口（たいこう）支援方式」で支援を実施
- それでも対応が困難な場合には、全国の都道府県及び指定都市から派遣
- 都道府県は、区域内の市区町村と一体的に支援を行うことが原則

# 応援職員を派遣します。

〈 被災市区町村応援職員確保システム 〉

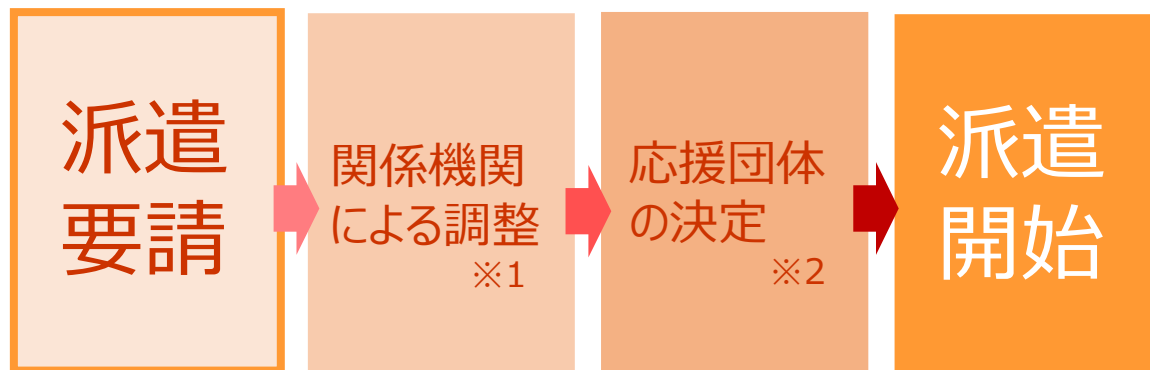
総務省、地方三団体及び指定都市市長会により運営



## (特徴)

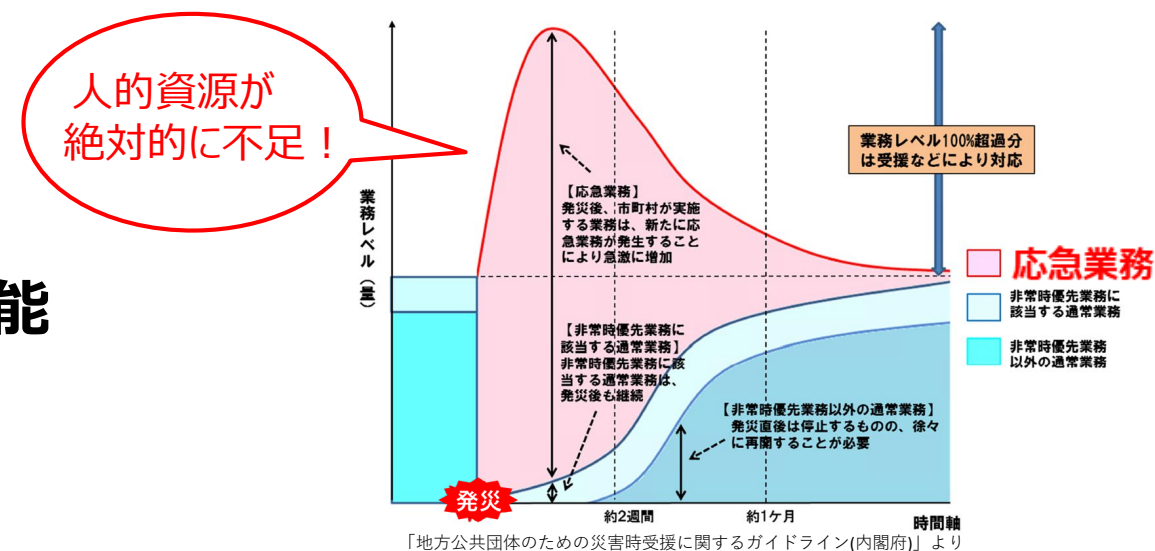
- ▶ 先遣隊として総括支援チームを派遣し、応援職員のニーズを確認
- ▶ 「対口支援」(被災市区町村ごとに支援団体を割り当て) により迅速かつ継続的に必要な応援職員を派遣
  - ・ 避難所の運営支援
  - ・ 罹災証明書の交付業務に係る支援
  - ・ 災害対策本部運営支援 など
- ▶ 災害対応についてのアドバイスを受けることも可能

## (派遣開始までの流れ)



※1 被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、確保調整本部(地方三団体、指定都市市長会、総務省(事務局))

※2 都道府県又は指定都市(都道府県は管内市町村と一体的に支援)



## (派遣を受けた自治体の声)

- ・ 早急に派遣いただいたことで、迅速かつ適切な対応を行うことができた。
- ・ ノウハウを持った職員を派遣していただけた。
- ・ 期間を通して必要人数を派遣いただき、家屋調査がスムーズに進んだ。
- ・ 我々が困るだろうことを先回りして情報提供いただいた。

# 大規模災害発生時には、躊躇なく応援職員の派遣要請を！

お問い合わせ先：総務省公務員部応援派遣室(03-5253-5230)及び各都道府県担当課

# 令和元年度の派遣実績

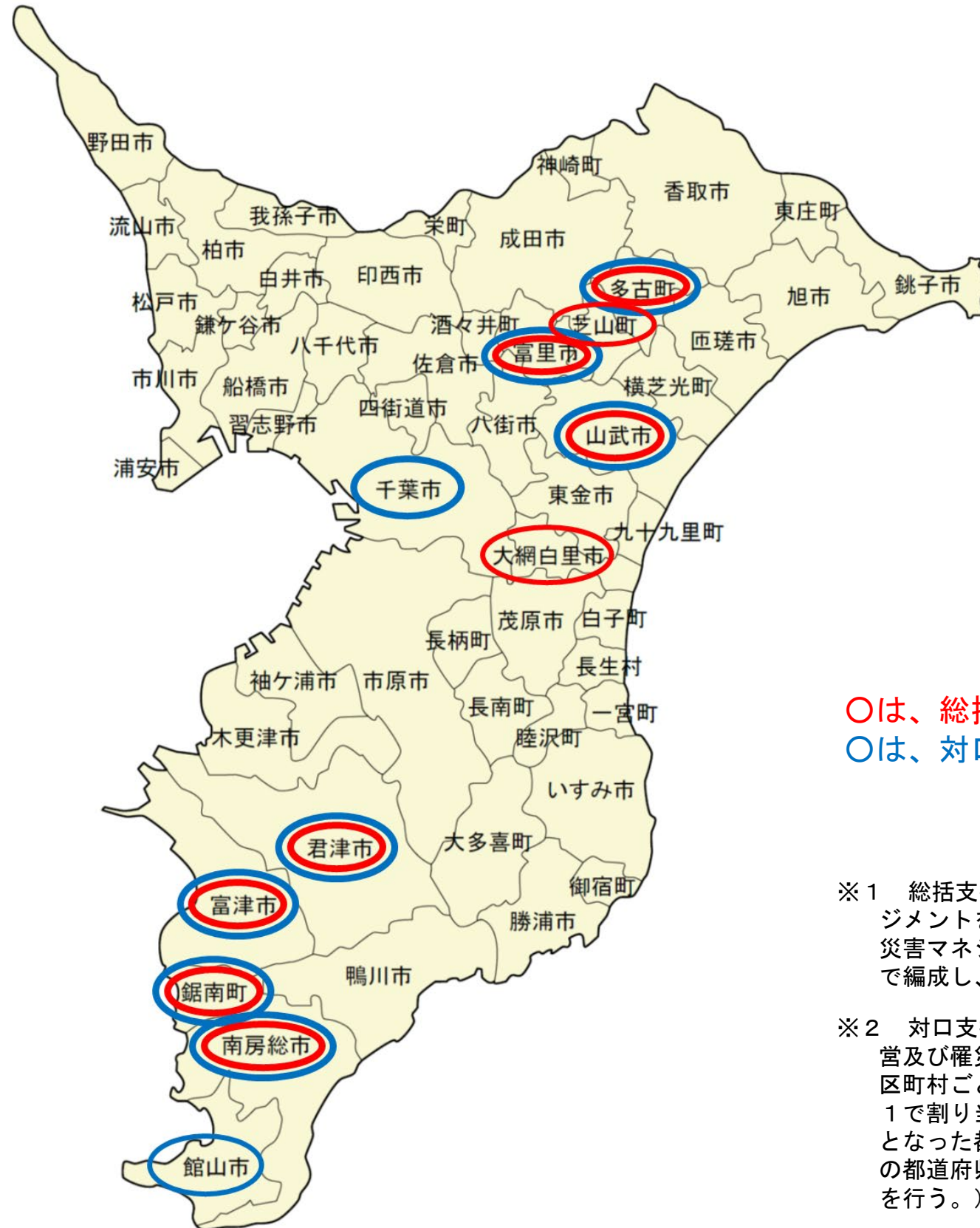
		総括支援チーム	対口支援団体	計
8月の前線に伴う大雨	延べ人数	21名	—	21名
	被災自治体数	1町	—	1町
	応援自治体数	2団体	—	2団体
台風第15号	延べ人数	308名	3,545名	3,853名
	被災自治体数	9市町	9市町	11市町
	応援自治体数	9団体	16団体	16団体
台風第19号	延べ人数	573名	9,260名	9,833名
	被災自治体数	10市町	27市町	28市町
	応援自治体数	10団体	34団体	35団体
計	延べ人数	902名	12,805名	13,707名
	被災自治体数	20市町	33市町	37市町
	応援自治体数	20団体	49団体	51団体

# 令和元年台風第15号における公務員部の主な対応

## 人的支援について

- ・9月 9日(月) ○情報収集を開始。
- ・9月11日(水) ○職員派遣の必要性について、千葉県と協議。
- ・9月12日(木) ○現地での情報収集のため、公務員部職員1名を千葉県庁に派遣。  
○総務省、地方3団体、指定都市市長会による「被災市区町村応援職員確保調整本部」を設置。
- ・9月13日(金) ○公務員部応援派遣室長を千葉県庁に派遣(9/13～9/16)
- ・9月13日(金)、14日(土)、17日(火)、18日(水)、27日(金)、28日(土)  
○被災市町村(南房総地域など)の状況を確認するため、千葉県内に計6名派遣。
- ・9月13日(金)以降、9市町から派遣要請があり、順次、総括支援チームの派遣を決定。
- ・9月15日(日)以降、避難所運営・罹災証明書交付業務支援等のため、千葉県を通じて9市町から派遣要請があり、順次、対口支援団体を決定。

# 令和元年台風第15号における被災市町村への応援職員の派遣



○は、総括支援チームの派遣先  
○は、対口支援団体の派遣先

※1 総括支援チームとは、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及びそれを補佐する職員で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

※2 対口支援団体とは、被災市区町村が行う避難所の運営及び罹災証明書の交付等を支援するために、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、当該被災市区町村の担当となった都道府県又は指定都市をいう（対口支援団体の都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。）。

# 令和元年台風第15号の被災市町村における対口支援団体の活動状況



災害マネジメント支援  
(千葉県富津市)



避難所運営支援  
(千葉県君津市)



罹災証明書申請受付  
(千葉県多古町)



建物被害認定調査  
(千葉県鋸南町)

# 令和元年台風第19号における公務員部の主な対応

## 人的支援について

- ・ 10月10日(木) ○台風19号の襲来前から、各都道府県に対し、被災自治体による災害対応が困難な場合は、躊躇なく応援職員の派遣要請を行うよう通知。
- ・ 10月11日(金) ○総務省・地方3団体・指定都市市長会による「被災市区町村応援職員確保調整本部」を設置。
- ・ 10月13日(日) ○「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、職員派遣の必要性を確認するため、総務省職員を7県に派遣するとともに、被災地域ブロック幹事県及び被災都県と連絡調整。
- ・ 10月14日(月)以降 ○4県の10市町から派遣要請があり、順次、総括支援チームの派遣を決定。  
応援職員の派遣を逐次開始。  
○避難所運営・罹災証明書交付業務支援等のため、6県の27市町から派遣要請があり、順次、対口支援団体を決定。  
応援職員の派遣を逐次開始。



# 令和元年台風第19号の被災市町村における対口支援団体の活動状況



避難所運営支援(パーティション組立)  
(福島県本宮市)



避難所運営支援(配膳)  
(宮城県丸森町)



罹災証明受付窓口支援  
(宮城県丸森町)



建物被害認定調査打合せ  
(茨城県常陸大宮市)



建物被害認定調査  
(長野県飯山市)

# 被災市区町村応援職員確保システムの効果的な運用に向けて

## (受援側)

- システムの周知
- 都道府県・市区町村受援計画への本システムの位置付け
- 市区町村の受入れ体制の整備

## (応援側)

- 応援職員の派遣準備(災害対応能力向上、リスト化など)
- 災害マネジメント総括支援員等の積極的な推薦

## (共通)

- 情報伝達・連携訓練の実施

# 技術職員の充実による 市町村支援・中長期派遣体制の強化

---

(参考資料)

# 地方自治体における技術職員の現況と課題

## 1. 防災・減災、国土強靱化の推進

東日本大震災をはじめとした近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、我が国全体で防災・減災、国土強靱化を推進する必要。また、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎える中で、その適正な管理が求められている。

- ・ 国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める《骨太の方針2019(R1.6)》
- ・ 「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る《骨太2019》

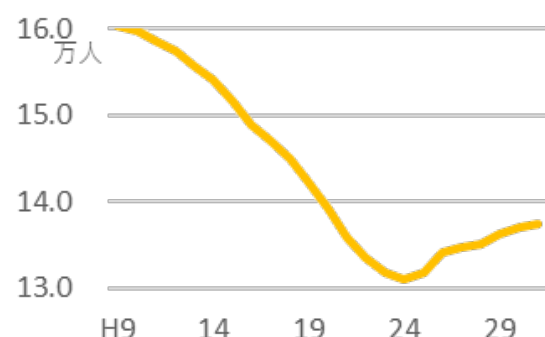
### 2-(A) 市町村における技術職員の不足

大量採用世代の退職、公共事業の減少に伴う減、景気拡大に伴う採用難等により、小規模市町村を中心に土木職など技術職員の不足が深刻化。行政運営の支障になることが懸念。

- ・ 市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、技術者の育成・確保を図りつつ（略）市町村で対応が困難な場合の広域圏又は都道府県等による代替等を進める《骨太2019》

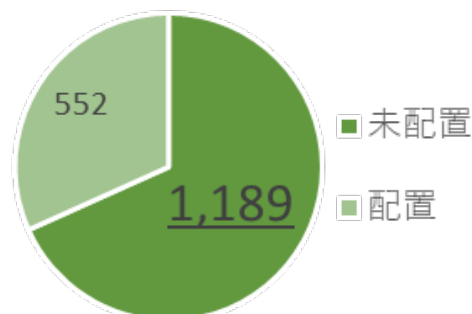
#### 技術職員数の推移

定員管理調査（土木・建築・農林水産）



#### 技術職員（土木・建築・農林水産）

のいずれかが配置できていない市区町村  
定員管理調査(H31)

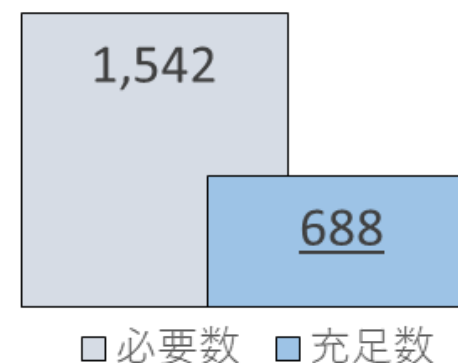


### 2-(B) 復旧・復興に従事する技術職員の不足

被災自治体からは、専門知識と経験の観点から、復旧・復興事業に従事する技術職員の派遣ニーズが高いが、充足していない状況。

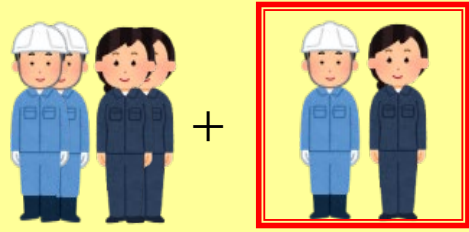
- ・ 「被災地の早急な復旧・復興に向けて、（略）地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む」 《骨太2019》
- ・ 「被災自治体の復興事業や被災者の生活再建等を支援する応援職員を現在も必要とする状況。特に職員派遣の高いニーズがあり、土木職など技術職員の確保が課題」  
《東日本大震災の復興施策の総括に関するWG（R1.9 復興庁）》

#### 中長期派遣ニーズを半分も満たせていない技術職員 (H31)



# 技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

## 都道府県等



新たな技術職員群

小規模市町村等で確保が困難な技術職員※を都道府県等で増員し、新たな技術職員群としてまとめて確保

※「技術職員」の範囲

- ・土木技師
- ・建築技師
- ・農業土木技師
- ・林業技師

## (A) 技術職員不足の市町村支援

平時

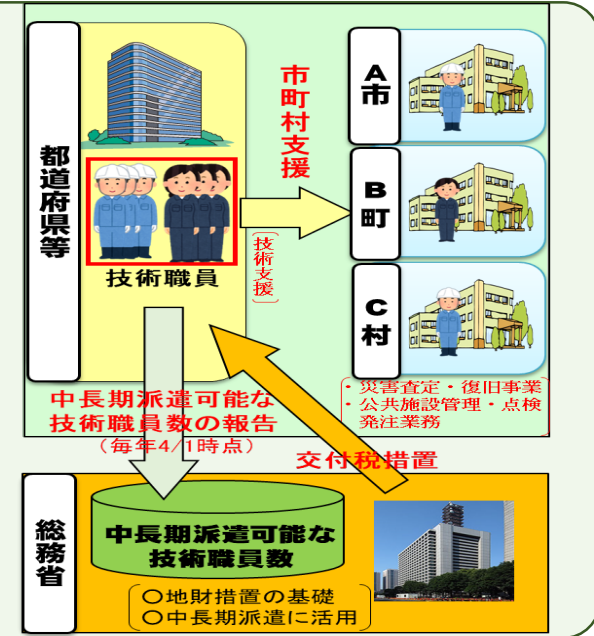
都道府県等※が

〔※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む〕

技術職員を増員し、市町村支援業務のための技術職員を配置

都道府県等は、下記①～③（毎年度4/1時点）を総務省に報告

- ① 技術職員の増員数
- ② 市町村支援業務に従事する技術職員数
- ③ （大規模災害が発生した場合に）中長期派遣可能な技術職員数



## (B) 中長期派遣要員の確保

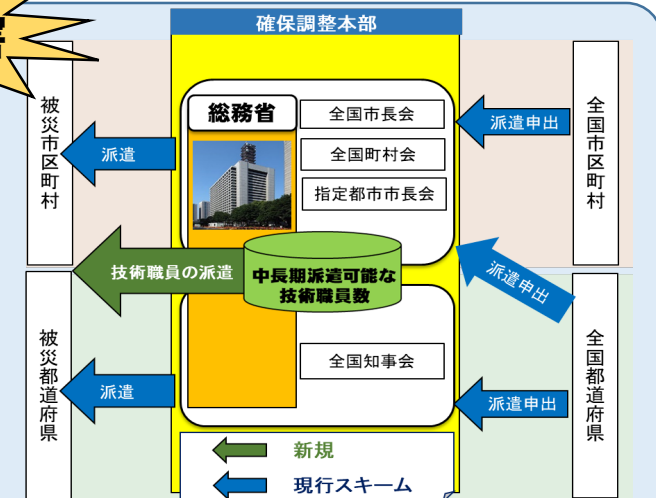
大規模災害

大規模災害が発生した場合、中長期派遣調整の全体を総括する「確保調整本部」を設置

（地方3団体・指定都市市長会と総務省で構成）

- (1) 新規分（(A)③）：確保調整本部で協議して決定
- (2) 現行スキーム分：被災自治体からの派遣要請と全国からの派遣申出を踏まえて決定

⇒ 南海トラフ地震や首都直下地震などの今後の大規模災害に備え、中長期派遣体制を強化



## 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用して、「技術職員の増員数」((A)①)の範囲内で、

- ・ 「市町村支援業務に従事する技術職員数」((A)②)
- ・ 「中長期派遣可能な技術職員数」((A)③)

のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に、普通交付税措置（都道府県分）又は特別交付税措置（市町村分）（報告数に応じて算定）

右記(A)・(B)を同時に実現することを旨とする。